

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

2023年7月号 (Vol.4)

| | | |
|---|---|---|
| 弁護士 岡田 淳 TEL. 03 5220 1821 atsushi.okada@mhm-global.com | 弁護士 蔦 大輔 TEL. 03 6266 8769 daisuke.tsuta@mhm-global.com | 弁護士 呂 佳叡 TEL. 03 6266 8995 kaei.ro@mhm-global.com |
| 弁護士 輪千 浩平 TEL. 03 6266 8750 kohei.wachi@mhm-global.com | 弁護士 鈴木 里沙 TEL. 03 6266 8776 risa.suzuki@mhm-global.com | 弁護士 柳良 拓 TEL. 03 6266 8771 hiromu.nagira@mhm-global.com |

1. 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（改正次世代医療基盤法）の成立
2. 総務省：外部送信規律・特定利用者の適正な取扱いに係る規律の対応に関するガイドラインと解説の改正
3. AI 戦略会議「AI に関する暫定的な論点整理」の公表及び知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2023」の公表
4. 国境をまたぐネットワーク型システムに関して知財高裁大合議判決が特許侵害と判断（知財高判令和5年5月26日）
5. 個人情報保護委員会：生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等の公表
6. 不正競争防止法等の一部を改正する法律の成立
7. デジタル市場競争会議「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」の公表及び意見募集

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、テクノロジー・知的財産、電気通信における最新情報を集めて、「TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES」7月号 (Vol.4) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

1. 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（改正次世代医療基盤法）の成立

2023年5月17日、[改正次世代医療基盤法](#)が成立し、同月26日に令和5年改正次世代医療基盤法として公布されました。

次世代医療基盤法とは、デジタルデータを活用した次世代の医療分野の研究、医療システム、医療行政を実現するための基盤として、医療現場から多様なデータを大規模に収集・活用する仕組みを設ける法律です。改正項目の内容は、①匿名加工医療情報の利活用に係る仕組みの創設、②NDB等の公的データベースとの連結、及び③医療情報の利活用推進に関する施策への協力です。①匿名加工医療情報とは、改正法によって創設されたものです。これは、他の情報と照合しない限り、個人を特定できないよう加工

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

した情報で、個人情報から氏名や ID 等の削除が必要ですが、現行法の匿名加工医療情報とは異なり、特異な値や希少疾患名等の削除等は不要になります。法律の適用のある医療情報取扱事業者、認定事業者及び利用者にとって、①は特に影響があると予想されます。なお、既存の匿名加工医療情報の仕組みとは異なり、仮名加工医療情報の利用者は国の認定を受けた事業者に限定されており、また、第三者提供の制限（但し、薬事承認等を受けるために PMDA 等の承認機関にデータ提供する必要がある場合を除く）などの義務も課せられています。

かかる法律は原則として公布後 1 年以内に施行され、施行日までに、次世代医療基盤法の政令、主務省令、基本方針、ガイドライン等が改正されることが見込まれますので、今後も動向を注視していく必要があります。

2. 総務省：外部送信規律・特定利用者の適正な取扱いに係る規律の対応に関するガイドラインと解説の改正

総務省は、2023 年 5 月 18 日、[「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」とその解説の改正案に対する意見募集の結果](#)と、当該結果を踏まえた[改正後のガイドラインと解説](#)を公表しました。この改正は、2023 年 6 月 16 日に施行された改正電気通信事業法（外部送信規律、特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律の導入）に対応するものです。[本レター2023年1月号 \(Vol.1\)](#) の 3.でも取り上げたところであり、そこから大幅な修正はありませんが、意見募集に対する考え方や、その後更新された[外部送信規律 FAQ](#)を通じて、いくつか重要な解釈が示されましたので、ご紹介します。

【外部送信規律について】

- 利用者に対して電気通信役務を提供していない、広告主や DSP 等のサードパーティーには、外部送信規律は適用されない
- レビューや口コミの機能がある場合でも、当該機能を有するウェブサイトが、自社商品のオンライン販売サイトなど、自己の需要のために電気通信役務を提供しているものであれば、電気通信事業に該当せず、したがって外部送信規律が適用されない
- あるサービスが外部送信規律の対象になるとしても、当該サービスの案内ページは自己の需要によるものであり、電気通信事業に該当せず、したがって外部送信規律が適用されない。他方で、当該サービスのユーザーサポートページやユーザー向けポータルページは、外部送信規律の対象となるサービスに付随するものとして、外部送信規律が適用される
- 公表事項について、複数のウェブページに分割して掲載することも許容される、また、アプリの場合にはアプリの仕様に沿ったある程度柔軟な掲載の仕方も許容される

【特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律について】

- 報告すべき月間アクティブ利用者数の算定が困難な場合には、たとえば、月間ア

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

クティブ利用者数の最大値となる、契約・登録利用者数をもって報告することも許容される（前年度における毎月末時点の契約・登録利用者数の平均を算定する）

- 既存の情報取扱規程がある場合に、これを総務省に提出する場合には、法令で記載が義務付けられている事項以外を捨象（墨塗り）して提出することで足りる
- ガバメントアクセスについては、警察や裁判所による個別の事件についての関与もあり得るところ、全てが一律に「特定の利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」になるわけではない

3. AI 戦略会議「AI に関する暫定的な論点整理」の公表及び知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2023」の公表

日本の人工知能 (AI) に関する政策の司令塔機能を担う政府の有識者会議として 2023 年 5 月 11 日に設置された「AI 戦略会議」は、5 月 26 日に「[AI に関する暫定的な論点整理](#)」を公表しました。この論点整理は、生成 AI を中心とする AI リスクへの対応のほか、AI の利用や開発力の向上やそれに関する課題を整理したものです。このうち、リスクに関しては、具体例として、①機密情報の漏洩や個人情報の不適正な利用のリスク、②犯罪の巧妙化・容易化につながるリスク、③偽情報などが社会を不安定化・混乱させるリスク、④サイバー攻撃が巧妙化するリスク、⑤教育現場における生成 AI の扱い、⑥著作権侵害のリスク、⑦AI によって失業者が増えるリスクを指摘しつつ、まずは既存の法制度やガイドライン等を前提に対処できるものは、周知徹底など早急に対応した上で、既存の法制度・体制等では対応できない可能性がある場合には諸外国の検討なども参考に対応を検討すべきという方向性を示しています。

その後、各分野において AI に関する政策の検討が進められています。例えば知的財産権の分野では、政府の知的財産戦略本部が、2023 年 6 月 9 日、「[知的財産推進計画 2023](#)」を公表しました。この計画では、生成 AI と著作権との関係について、AI 技術の進歩の促進とクリエイターの権利保護等の観点に留意しながら、具体的な事例の把握・分析、法的考え方の整理を進め、必要な方策等を検討することとされており、今後のガイドライン等の策定に向けた議論の進展が期待されます。

また、国際的な観点からは、2023 年 5 月に開催された G7 広島サミットにおいて、G7 首脳が、「広島 AI プロセス」という枠組みの下で生成系 AI に関する議論を行うことに合意し、その後の作業部会で具体的な議論が進められています。AI ガバナンスの相互運用性を含め、国際的な議論にも注視する必要があると考えられます。

4. 国境をまたぐネットワーク型システムに関して知財高裁大合議判決が特許侵害と判断（知財高判令和 5 年 5 月 26 日）

2023 年 5 月 26 日、知財高裁特別部は大合議判決において、ネットワーク型システムの一部であるサーバが日本国外に存在し、同サーバから日本国内の端末にファイルを送

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

信している場合について、ネットワーク型システムの発明の実施行為としての「生産」に当たるとして、特許権侵害の成立を認めました（令和4年（ネ）第10046号 特許権侵害差止等請求控訴事件）。

本件では、「コメント配信システム」の発明について特許権を有するXが、米国法人Yが運営するインターネット上のコメント付き動画配信サービスに係るシステムは、X発明の技術的範囲に属するものであり、Yが米国サーバから日本国内のユーザ端末に対してYサービスに係るファイルを配信する行為が、Yシステムの「生産」（特許法2条3項1号）に該当し、X特許権を侵害すると主張し、差止め及び損害賠償等を請求しました（第一審では請求棄却）。

本判決は、特許権者の経済的利益やその他の者の経済活動への影響を考慮したうえで、「ネットワーク型…システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在する場合であっても、当該行為の具体的態様（①）、当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割（②）、当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所（③）、その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響（④）等を総合考慮し、当該行為が我が国の領域内で行われたものとみることができるときは、特許法2条3項1号の『生産』に該当すると解するのが相当である」としました（①～④は筆者による）。

そして、Yが米国サーバから日本国内のユーザ端末にファイルを送信し、ユーザ端末がこれを受信した時点で、Yシステムが新たに作り出されたということができたといううえで、①かかる送受信は一体として行われ、国内のユーザ端末がファイルを受信することによってYシステムが完成することからすれば、送受信は国内で行われたものと観念することができること、②国内のユーザ端末は、動画上に表示されるコメント同士が重ならない位置に表示されるようにするために必要とされる機能（X発明の主要な機能）を果たしていること、③Yシステムは、ユーザ端末を介して国内から利用することができるものであって、コメントを利用したコミュニケーションにおける娯楽性の向上というX発明の効果は国内で発現していること、④Yシステムの国内における利用は、XがX発明に係るシステムから国内で得る経済的利益に影響を及ぼし得るものであること等を指摘して、Yシステムを作り出す行為は「生産」に該当すると判断し、特許権侵害を認め、X請求を一部認容しました。

従来日本の裁判所は、特許制度は各国の法令により定められ、特許権の効力は当該国の領域内においてのみ認められるという属地主義を厳格・形式的に適用する傾向にあり、本件の第一審判決もその立場に立ってX請求を棄却していました。そのような中、本判決は、システムの一部のサーバが国外にある場合について実質的に見てシステムの「生産」が日本国内で行われたと評価した点で、重要な裁判例といえます。本件当事者らによる別事件では、Yプログラムが伝送される場所が日本国内に限らない場合について、プログラムの発明の実施行為である「提供」に該当すると評価され、特許権侵害が認められていますので（知財高判令和4年7月20日）、知財高裁は属地主義を柔軟・実質的に捉える見解を打ち出していると考えられます。今後の上告審の行方や、学界・実務で

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

の議論の深まりが期待されます。

なお、本判決は、2021 年特許法改正により導入された第三者意見募集制度（いわゆる日本版アミカスブリーフ制度）が初めて採用された事例でもあり、この点においても注目されました（提出された意見書の一部は、判決文中の Y 主張において言及されています）。

5. 個人情報保護委員会：生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等の公表

2023 年 6 月 2 日、個人情報保護委員会は、「[生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について](#)」という文書を公表しました。同文書は、生成 AI サービスの利用に関する個人情報保護法上の留意点をまとめたもので、特に生成 AI サービスの利用を検討する企業においては参考になる内容が含まれています。

同文書は、別添 2 として「OpenAI に対する注意喚起の概要」という文書が含まれており、ChatGPT を開発・提供する OpenAI, L.L.C. 及び OpenAI OpCo, LLC に対して個人情報保護委員会が行った注意喚起の概要が記載されています。同社に対する注意喚起の内容としては、主に 2 点あり、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得しないこと、及び日本語で利用目的等の通知を行うことです。特に要配慮個人情報の取得に関しては、①収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組みを行うこと、②情報の収集後できる限り即時に、収集した情報に含まれ得る要配慮個人情報をできる限り減少させるための措置を講ずること、③上記①及び②の措置を講じてもなお収集した情報に要配慮個人情報が含まれていることが発覚した場合には、できる限り即時に、かつ、学習用データセットに加工する前に、当該要配慮個人情報を削除する又は特定の個人を識別できないようにするための措置を講ずること、④本人又は個人情報保護委員会等が、特定のサイト又は第三者から要配慮個人情報を収集しないよう要請又は指示した場合には、拒否する正当な理由がない限り、当該要請又は指示に従うこととの 4 点を遵守することとされています。

ChatGPT などの生成 AI サービスを利用する場合、上記の点を踏まえるとともに、その利用が利用目的の範囲内といえるのかといった点や、第三者提供規制との関係で、生成 AI サービス提供事業者によって入力データを機械学習に利用されないことを十分に確認することなど、個人情報保護法上の整理について、個別に検討する必要があります。

6. 不正競争防止法等の一部を改正する法律の成立

2023 年 6 月 7 日、[不正競争防止法等の一部を改正する法律](#)が成立し、同月 14 日に公布されました。3 月 10 日に第 211 回通常国会において、かかる法律案が提出されたことは、[本レター-2023 年 3 月号 \(Vol.2\)](#)にてお伝えしたとおりです。

この法律は、①デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

の保護強化、②コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備、③国際的な事業展開に関する制度整備の3つを柱に、不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法の改正を一挙に行うというものです。①には主に、デジタル空間における模倣行為の防止や営業秘密・限定提供データの保護の強化が含まれます。

この法律の一部（裁定手続で提出される書類に営業秘密が記載された場合に閲覧制限を可能とすること及び在外者へ査定結果等の書類を郵送できない場合に公表により送付したとみなすなど送達制度の整備）については、[7月3日に施行](#)されており、その他の改正についても、原則として公布後1年以内に施行が予定されています。

7. デジタル市場競争会議「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」の公表及び意見募集

2023年6月16日、デジタル市場競争会議（事務局：内閣官房デジタル市場競争本部）は、「[モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告](#)」を取りまとめ、同月19日から[パブリックコメントの募集を開始](#)しました。

この報告書は、2022年4月に公開された、「[モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告](#)」等を経て、セキュリティの専門家や消費者団体等を含め、国内外の様々なステークホルダーから意見を聴取しつつ、さらなる検討を行ったうえで取りまとめられたものです。

この報告書は、モバイル・エコシステムにおける主要なレイヤー（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索サービス）が少数のプラットフォーム事業者による寡占状態になっていること等により競争上の懸念があるということで、主にモバイルOSを提供する事業者に対して規制をかけるべきという報告書であり、①OSやブラウザ等の仕様変更等、②アプリストア関係（決済・課金システム、アプリ代替流通経路）、③ブラウザの機能制限、④プリインストール、デフォルト設定関係、⑤データの取得、利活用、⑥OS等の機能へのアクセス、⑦ボイスアシスタント、ウェアラブルに関するその他の懸念に関して、それぞれ、事実関係、競争上の評価、対応の方向性を取りまとめています。

競争上の懸念への対応としては、政府が規律の大枠を定めながら事業者の自主的な取り組みを尊重する規制枠組（共同規制）と、一定の行為の禁止や義務付けを行う規制枠組（事前規制）という2つのポリシー・ミックスの方向性が提示されています。これらを実施するためには法改正が必要になりますので、今後、どのような法改正が検討されていくか注視する必要があると考えられます。